

首都高速道路株式会社

第 3 回定時株主総会目的事項

（報告事項）

第 3 期（平成 1 9 年 4 月 1 日から平成 2 0 年 3 月 3 1 日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件

資料 1 P 1 ～ P 35

会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

資料 2 P 1 ～ P 4

（決議事項）

第 1 号議案 剰余金の処分の件

資料 3 － 1

第 2 号議案 取締役 7 名選任の件

資料 3 － 2

第 3 号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

資料 3 － 3

事業報告

〔 平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで 〕

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業部門の底堅さが持続し、一部に弱さが見られたものの、全体としては緩やかな回復基調で推移しましたが、原油高や米景気減速を背景に年度末にかけて、足踏み状態となっております。

このような経済環境の下、当社においては、平成19年12月22日に中央環状新宿線(4号新宿線～5号池袋線間6.7km)を新たに開通させるとともに、横浜公園出口を同年11月21日に、有明辰巳ジャンクション間改良を平成20年3月17日に完成させるなどの事業を展開してまいりました。

中央環状新宿線(4号新宿線～5号池袋線間)開通後は、朝ピーク時の東京線における渋滞が大幅に解消し、中央自動車道(高井戸)～常磐自動車道(三郷)や高井戸～霞が関間の所要時間が短縮するなど相当の効果が現れています。

利用交通量は、大型車は対前期比1.3%増と順調に伸びたものの、普通車は0.1%減となり、全体としては前年度とほぼ同じの420百万台(115万台/日)となっております。

また、高速道路事業以外の事業として、5箇所の都市計画駐車場等の駐車場事業、首都高速道路上の20箇所のパーキングエリアの運営及び管理等を展開してまいりました。

グループ経営においては、持分法適用関連会社であった料金収受会社7社及び交通管理会社1社の株式を取得して、連結子会社化するとともに、高速道路事業における維持修繕業務(土木・電気・ETC・機械)に係る連結子会社6社を設立しました。これにより当社グループ会社は、高速道路におけるサービスの提供等を行う料金収受子会社8社、交通管理子会社1社及び維持修繕子会社6社並びに駐車場、パーキングエリアにおけるサービスの提供等を行う子会社3社の計18社となっております。

この結果、当連結会計年度の営業収益は444,910百万円(前年同期比52%増)、営業利益は2,544百万円(同37%減)、当期純利益は2,037百万円(同24%減)となりました。なお、事業の部門別の営業収益の状況については、次のとおりです。

[高速道路事業]

当社グループは、首都高速道路のネットワーク整備の推進と営業路線の清掃・点検等の適正な管理を24時間365日体制で実施しており、首都高速道路の営業路線は中央環状新宿線(4号新宿線～5号池袋線間)開通により293.5kmとなっております。

料金所周辺での渋滞緩和やお客様のキャッシュレス化による利便性の向上等を図るために普及に努めているETCについては、従来から実施しているパーキングエ

リア等におけるワンストップサービスや曜日別時間帯別割引に加え、距離別割引社会実験等の普及促進策を展開してまいりました。その結果、ETCの利用率は、平成20年1月第4週の週間平均が高速道路株式会社6社の中で初めて80.0%に到達しております。

また、お客様サービスの一層の向上のため、ホームページに設けたグリーンポストやお客様満足度調査等を通じて得られたお客様の要望や意見を各種改善に反映し、サービス向上に努めてまいりました。

さらに、お客様に、より安全・快適に首都高速道路をご利用いただくため、走行環境の改善やパーキングエリアのリニューアル等を行ってまいりました。

当連結会計年度の高速道路事業営業収益のうち、料金収入等は255,858百万円(同0%増)となりました。

高速道路の新設については、首都高速道路の最大の課題である渋滞を解消すべく、中央環状新宿線(4号新宿線～5号池袋線間6.7km)を平成19年12月22日に開通させるとともに、残り区間(3号渋谷線～4号新宿線間4.3km)の平成21年度中の開通や中央環状線の最終区間である中央環状品川線(3号渋谷線～湾岸線間9.4km)の平成25年度中の開通に向け事業推進に努めるなど、5路線35.7 kmの整備を行ってまいりました。

また、高速道路の改築については、湾岸線方面からの出口を増設する横浜公園出口、湾岸線東行き有明付近に付加車線を追加し片側4車線化する有明辰巳ジャンクション間改良、王子南出入口の整備、長大橋梁の耐震補強等の防災安全対策を継続して行うとともに、新たに板橋熊野町ジャンクション間改良、小松川ジャンクションの整備に着手するほか、営業中路線において必要となる構造物等の更新を行ってまいりました。このうち、横浜公園出口を平成19年11月21日に、有明辰巳ジャンクション間改良を平成20年3月17日に完成させました。

当連結会計年度の高速道路事業営業収益のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)への債務引渡しに伴う道路資産完成高は182,814百万円(同530%増)となりました。

この結果、当連結会計年度の高速道路事業営業収益は438,672百万円(同54%増)となりました。

[駐車場事業]

都市計画駐車場においては、ハイヤー会社等長期安定的な大口定期顧客を獲得するなど営業面で積極的な取り組みを行ったほか、兜町駐車場や千駄ヶ谷駐車場においてお客様に視認性の高い案内表示板の設置、汐留駐車場における自動二輪車駐車スペースの開設等を行ってまいりました。

また、高架下等駐車場においては、高架下等の有効活用を図り周辺地域にお住まいの方々等の利便性を向上するため、既存の南麻布(3)駐車場の立体化をはじめとして一層の高度利用化を図ってまいりました。さらに、代々木四丁目駐車場を

はじめとして4箇所の新規駐車場開設を行ってまいりました。

この結果、当連結会計年度の同事業営業収益は2,857百万円(同10%増)となりました。

[受託事業]

中央環状新宿線建設に伴い支障となるとう道撤去工事をはじめ、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施してまいりました。

この結果、当連結会計年度の同事業営業収益は2,580百万円(同53%減)となりました。

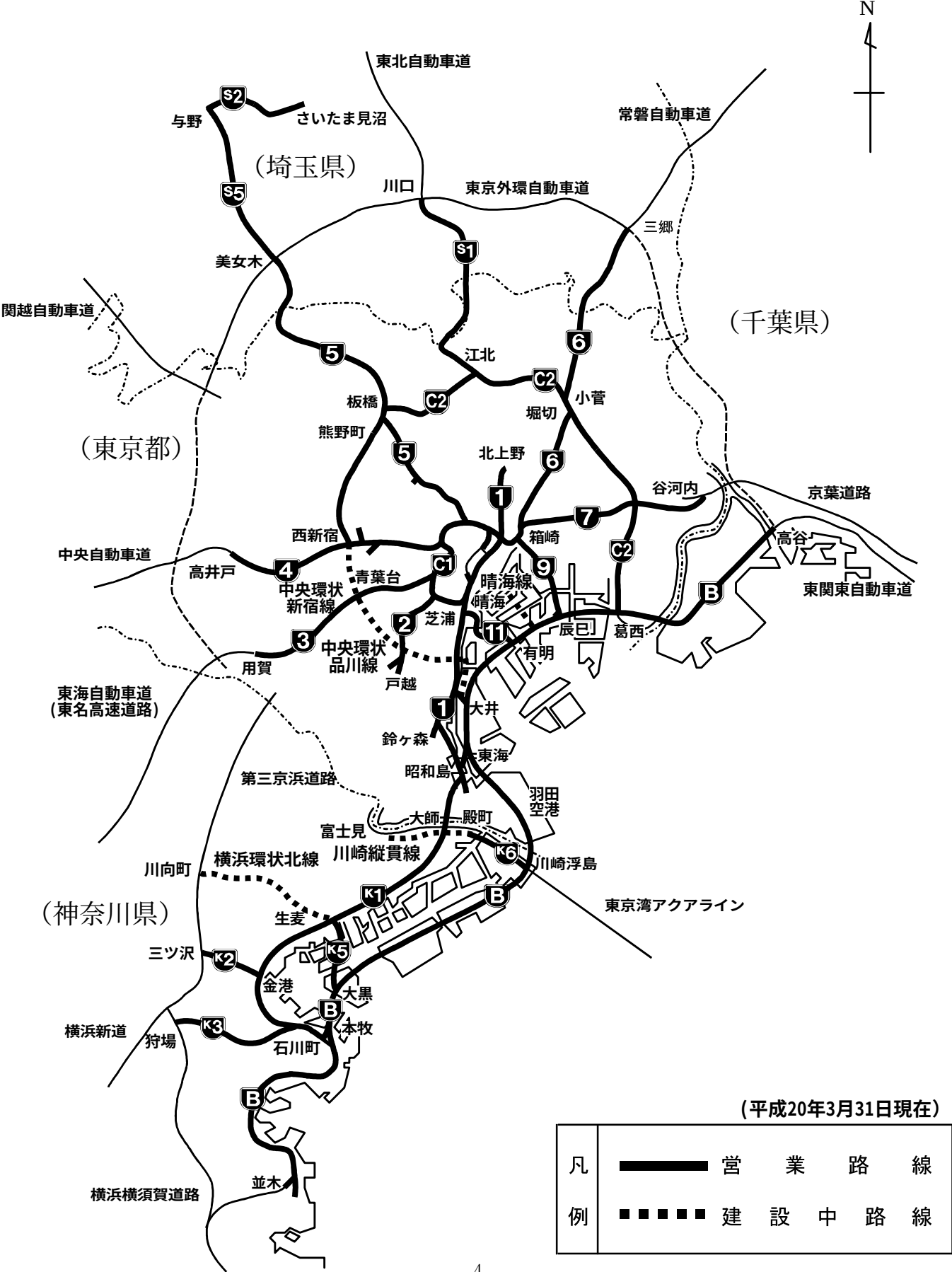
[その他の事業]

首都高速道路上の20箇所のパーキングエリアにおいて、お客様が気軽に立ち寄れる都市型パーキングエリアの実現を目指し、オリジナルエコバッグの販売、夏季繁忙期や年末年始の販売促進イベントの実施、営業時間の延長、大黒パーキングエリアにおけるコンビニコーナーの24時間営業やATMの設置等お客様のご要望に合致した施策を行ってまいりました。

また、高速2号目黒線高架下賃貸施設の運営及び管理を行ってまいりました。

この結果、当連結会計年度の同事業営業収益は923百万円(同60%増)となりました。

首都高速道路図



(2) 資金調達の状況

当連結会計年度の高速道路の新設、改築等に要する資金の一部に充当するため、次のとおり借入金の借入れ及び社債の募集を行いました。

① 無利子調達

借入先	借入月	借入額
国土交通省 (道路事業資金収益回収特別貸付金)	平成19年6月、9月、 12月、平成20年3月	158億円
東京都 (東京都渋滞対策特定都市高速道路整備事業貸付金)	平成19年6月、9月、 12月、平成20年3月	158億円
機構 (独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく無利子借入)	平成19年7月、11月	296億円

② 有利子調達

種 別	発行月 (借入月)	発行額 (借入額)
金融機関からの長期借入金(5年)	平成19年6月	50億円
第4回政府保証債(10年)	平成19年9月	100億円
第2回首都高速道路株式会社社債(5年)	平成20年2月	100億円
第5回政府保証債(10年)	平成20年3月	104億円
金融機関からの長期借入金(5年)	平成20年3月	385億円

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資総額は8,050百万円であり、主な設備投資等は、次のとおりです。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

- ・高速道路事業：中央環状新宿線(4号新宿線～5号池袋線間)開通に伴う料金所設備の新設
- ・駐車場事業(都市計画駐車場)：都市計画駐車場施設(換気設備・料金精算装置)の更新
自動二輪車駐車施設の設置
- ・駐車場事業(高架下等駐車場)：代々木四丁目駐車場、木場(2)駐車場、磯子一丁目(2)駐車場、杉田五丁目駐車場の新規開設

② 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設・拡充

- ・高速道路事業：中央環状新宿線(3号渋谷線～4号新宿線間)等の料金所設備の新設
距離別料金の導入に向けたETC設備の拡充
安全対策に係る料金所施設の拡充等

- ③ 当連結会計年度に実施した重要な固定資産の売却、撤去又は災害等による減失
該当事項はありません。
- (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- (5) 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
高速道路事業における料金收受業務等を行っている次表各会社(従来持分法適用関連会社)の株式を取得して、平成19年4月1日付けで連結子会社化しております。

名称	高速道路事業における主な業務	平成19年4月1日付け 取得株式の割合(%)
ユニ(株)	料金收受業務	66.3
(株)エヌティジェー	料金收受業務	52.0
(株)トーワン	料金收受業務	72.9
(株)とうさい	料金收受業務	100.0
(株)エフイージー	料金收受業務	80.5
横浜アールエス(株)	料金收受業務	51.9
ケイエス(株)	料金收受業務	84.0
首都高パトロール(株)	交通管理業務	100.0

また、高速道路事業における維持修繕業務(土木・電気・ETC・機械)に係る連結子会社6社を、次表のとおり設立しております。

名称	高速道路事業における主な業務	設立時 出資比率(%)	設立日
首都高メンテナンス 西東京(株)	維持修繕業務 (土木)	100.0	平成19年4月3日
首都高メンテナンス 東東京(株)	維持修繕業務 (土木)	100.0	平成19年4月3日
首都高メンテナンス 神奈川(株)	維持修繕業務 (土木)	100.0	平成19年4月3日
首都高電気メンテナ ンス(株)	維持修繕業務 (電気)	100.0	平成19年4月3日
首都高ETCメンテナ ンス(株)	維持修繕業務 (ETC)	100.0	平成19年4月3日
首都高機械メンテナ ンス(株)	維持修繕業務 (機械)	100.0	平成20年3月7日

なお、平成20年5月15日開催の取締役会において、首都高速道路の安全・円滑なサービスの提供に不可欠な維持修繕業務のうち、道路構造物の点検等に係る業務を行う連結子会社を、次のとおり設立することを決議し、同年6月6日に設立しました。

名称	高速道路事業における主な業務	設立時 出資比率(%)
首都高技術(株)	維持修繕業務 (構造物点検)	100.0

(8) 財産及び損益の状況の推移

① 当社グループの財産及び損益の状況の推移

区 分	第1期 平成17年度	第2期 平成18年度	第3期 平成19年度 当連結会計年度
営業収益(百万円)	143,749	292,373	444,910
当期純利益(百万円)	2,935	2,707	2,037
1株当たり当期純利益金額(円)	108.73	100.28	75.47
純資産額(百万円)	29,935	28,188	30,625
総資産額(百万円)	402,986	504,704	454,814

注1：第1期連結会計年度は平成17年10月1日から平成18年3月31日までの半年間です。

2：営業収益には、消費税等は含まれておりません。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第1期 平成17年度	第2期 平成18年度	第3期 平成19年度 当事業年度
営業収益(百万円)	143,749	291,016	443,158
当期純利益(百万円)	2,936	2,555	985
1株当たり当期純利益金額(円)	108.74	94.65	36.51
純資産額(百万円)	29,936	28,006	28,992
総資産額(百万円)	402,943	502,564	449,063

注1：第1期事業年度は平成17年10月1日から平成18年3月31日までの半年間です。

2：営業収益には、消費税等は含まれておりません。

(9) 対処すべき課題

「首都圏のひと・まち・くらしを安全・円滑な首都高速道路ネットワークで結び、豊かで快適な社会の創造に貢献する」という基本理念に立脚した中期経営計画「PROJECT SHUTOKO 2008」(計画期間:平成18年度～平成20年度。平成18年3月策定)の実現に向けて全力を挙げて取り組んでまいります。

中期経営計画の最終年度である今年度は、距離別料金への移行に取り組んでまいります。

[高速道路事業]

距離別料金へ円滑に移行するため、昨年9月に実施した意見募集に対するお客様からのご意見を踏まえ、ステークホルダーの皆様との対話を通じた合意形成を

図るとともに、システム構築や広報等を着実に実施してまいります。

また、平成18年7月に策定した首都高渋滞対策アクションプログラムに基づき、ネットワーク整備やボトルネック対策等を着実に進めてまいります。

特に、ネットワーク整備の要となる中央環状新宿線・品川線については、平成19年度に開通させた4号新宿線～5号池袋線間に続き、3号渋谷線～4号新宿線間4.3kmの平成21年度中の開通による新宿線の全線開通と品川線(3号渋谷線～湾岸線間9.4km)の平成25年度中の開通に向け、事業推進に努めてまいります。

安全対策を更に推進するための取組みとして、ETC利用率の増加に伴い利用環境が変化している料金所付近における「料金所総合安全対策」等を進めてまいります。

不正通行の撲滅に向け、不正通行監視設備による不正通行等車両の補捉を強化し、不正通行者を警察へ通報するとともに、割増金を含めた通行料金の請求・回収の強化を図ってまいります。

構造物の老朽化への対応としては、アセットマネジメントの考え方を活用しながら、確実に効率的な点検・補修を実施し、道路構造物の予防保全を徹底してまいります。

なお、引き続き道路の適切な管理水準を維持しつつ、コスト管理を徹底します。また、子会社の再編を進めるとともに、料金収受業務、交通管理業務及び維持修繕業務の子会社に対し、首都高グループとして経営方針の徹底を図ってまいります。

[高速道路事業以外の事業]

首都高速道路をご利用になるお客様、首都圏にお住まいの皆様の豊かな生活実現のため、首都高速道路に関連する新たなライフスタイルを提案し、地域の価値を高めるバリューアップ事業を総合的に展開し、地域社会の持続的な発展に貢献してまいります。

このため駐車場事業や休憩所事業等を中心として長期安定的な経営基盤強化を図りつつ、首都高速道路をご利用になるお客様や地域のお客様の生活の質的な向上に資するため、道路空間、未利用地を活用した利便増進施設の整備やロジスティクス事業を進めてまいります。

(10) 主要な事業内容(平成20年3月31日現在)

当社は、高速道路事業、駐車場事業、受託事業及びその他の事業の4部門に係る事業を行っております。

それぞれの事業の内容は次のとおりです。

事業名	事業の内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
駐車場事業	駐車場等の運営及び管理

受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持及び修繕等
その他の事業	休憩施設等の運営及び管理並びに高速道路の高架下賃貸施設の運営及び管理等

(1) 主要な事業所(平成20年3月31日現在)

本社	東京都千代田区
東京建設局	東京都新宿区
神奈川建設局	神奈川県横浜市神奈川区
西東京管理局	東京都千代田区
東東京管理局	東京都中央区
神奈川管理局	神奈川県横浜市神奈川区

(2) 使用人の状況(平成20年3月31日現在)

① 当社グループの使用人の状況

使用人数(名)
2,621 [1,452]

注：臨時従業員数は、[]内に年間平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
1,158	▲9	42.5	17.6

注：平均勤続年数は、首都高速道路公団における勤続年数を含んでおります。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 子会社の状況

名称	資本金 (百万円)	当社の 出資比率(%)	主要な事業内容
トラスティーロード(株)(注1)	30	52.0	高速道路事業(料金 収受業務)
ユニ(株)(注1)	30	66.3	高速道路事業(料金 収受業務)
(株)エヌティジェー(注1)	30	52.0	高速道路事業(料金 収受業務)
(株)トーワン(注2)	40	72.9	高速道路事業(料金 収受業務)
(株)とうさい(注2)	30	100.0	高速道路事業(料金 収受業務)
(株)エフイージー(注2)	30	100.0	高速道路事業(料金 収受業務)

横浜アールエス㈱(注3)	30	51.9	高速道路事業(料金収受業務)
ケイエス㈱(注3)	30	84.0	高速道路事業(料金収受業務)
首都高パトロール㈱(注4)	40	100.0	高速道路事業(交通管理業務)
首都高メンテナンス西東京㈱	40	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(土木))
首都高メンテナンス東東京㈱	40	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(土木))
首都高メンテナンス神奈川㈱	40	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(土木))
首都高電気メンテナンス㈱	40	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(電気))
首都高ETCメンテナンス㈱	40	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(ETC))
首都高機械メンテナンス㈱	40	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(機械))
首都高速道路サービス㈱	30	100.0	駐車場事業、その他の事業
首都高保険サポート㈱(注5)	10	(100.0)	その他の事業
首都高パートナーズ㈱(注5)	10	(100.0)	その他の事業

注1：平成20年7月1日付けでトラスティード㈱(存続会社)、ユニ㈱及び㈱エヌティジェーが合併し、新会社名を首都高トールサービス西東京㈱(資本金50百万円、当社の出資比率58.0%)に変更する予定です。

2：平成20年7月1日付けで㈱とうさい(存続会社)、㈱トーワン及び㈱エフイージーが合併し、新会社名を首都高トールサービス東東京㈱(資本金50百万円、当社の出資比率81.9%)に変更する予定です。

3：平成20年7月1日付けでケイエス㈱(存続会社)及び横浜アールエス㈱が合併し、新会社名を首都高トールサービス神奈川㈱(資本金50百万円、当社の出資比率66.5%)に変更する予定です。

4：平成20年5月28日開催の首都高パトロール㈱取締役会において、全額出資により車両管理業務を行う子会社を設立することを決議し、同年7月1日に設立する予定です。

5：首都高保険サポート㈱及び首都高パートナーズ㈱は、首都高速道路サービス㈱が全額出資により平成18年9月21日付けで設立したものです(出資比率の()内の数字は間接所有比率であり、首都高速道路サービス㈱の出資比率です。)。

6：平成20年5月15日開催の取締役会において、首都高速道路の安全・円滑なサービスの提供に不可欠な維持修繕業務のうち、道路構造物の点検等に係る業務を行う連結子会社を、次のとおり設立することを決議し、同年6月6日に設立しました。

名称	資本金 (百万円)	当社の 出資比率(%)	主要な事業内容
首都高技術(株)	40	100.0	高速道路事業(維持 修繕業務(構造物点 検))

(4) 主要な借入先及び借入額(平成20年3月31日現在)

借入先	借入残高(億円)
機構	4 4 0
財務省	3 9 8
国土交通省	3 6 7
東京都	3 6 7
(株)みずほコーポレート銀行	2 2 9

(5) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

該当事項はありません。

(6) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項(平成20年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 : 108,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 : 27,000,000株
- (3) 当事業年度末の株主数 : 7名
- (4) 大株主

氏名又は名称	持株数 (株)	発行済株式の総 数に対する持株 数の割合(%)
国土交通大臣	13,499,997	49.99
東京都	7,215,618	26.72
神奈川県	2,236,443	8.28
埼玉県	1,593,702	5.90
横浜市	1,203,121	4.45
川崎市	1,033,322	3.82
千葉県	217,797	0.80
計	27,000,000	100.00

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項(平成20年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役会長	はせがわ こうじ 長谷川 康司	最高経営責任者
代表取締役社長	はしもと こうたろう 橋本 鋼太郎	最高執行責任者
専務取締役	さ さ き かつみ 佐々木 克己	財務、監査、入札監視部門
常務取締役	たかはし たけふみ 高橋 健文	経営企画、総務・人事部門 (財)首都高速道路厚生会理事長(非常勤)
常務取締役	おおつか あきお 大塚 昭夫	計画・環境、品質管理部門
常務取締役	たちもり としあき 日月 俊昭	建設事業、技術管理部門
常務取締役	かじやま おさむ 梶山 修	サービス推進、関連事業部門
監査役(常勤)	くらさわ とよあき 倉澤 豊哲	
監査役(非常勤)	たむら しげみ 田村 滋美	東京電力(株)取締役会長
監査役(非常勤)	う じ かぞう 宇治 嘉造	(株)トヨタアカウンティングサービス顧問

注1：常務取締役高橋健文氏は、(財)首都高速道路厚生会理事長(非常勤)を兼務しております。なお、当社と同財団との間には、事務所施設を有償にて貸与するなどの取引関係がございます。

2：監査役田村滋美氏は、東京電力(株)取締役会長を兼務しております。なお、当社と同社との間には、電力供給契約の取引関係がございます。

3：監査役宇治嘉造氏は、(株)トヨタアカウンティングサービス顧問を兼務しております。なお、当社と同社との間には、重要な取引関係はございません。

4：監査役は全員、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

5：監査役宇治嘉造氏は、経理部門での業務経験が20年以上あり、財務等に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 社外役員に関する事項

	倉澤豊哲	田村滋美	宇治嘉造
①他の会社の業務執行者との兼務状況	—	別記 1	別記 1
②他の株式会社の社外役員との兼任状況	—	—	—
③会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係	—	—	—
④当事業年度における主な活動状況	別記 2	別記 2	別記 2
⑤責任限定契約に関する事項	別記 3	別記 3	別記 3
⑥社外役員の報酬等の総額	別記 4	別記 4	別記 4
⑦親会社又は当該親会社の子会社の役員を兼任している場合の親会社又は子会社からの役員報酬等の総額	—	—	—
⑧社外役員に関する事項の内容に対しての意見	—	—	—

別記 1：他の会社の業務執行者との兼務状況については、「4. 会社役員に関する事項 (1) 取締役及び監査役に関する事項(平成20年3月31日現在)」に関する表(注2及び3を含む。)に記載のとおりです。

別記 2：社外監査役倉澤豊哲氏については、当事業年度開催の取締役会12回のうち11回及び監査役会のすべてに出席し、必要な発言を適宜行っております。

社外監査役田村滋美氏については、当事業年度開催の取締役会12回のうち10回及び監査役会11回のうち10回に出席し、必要な発言を適宜行っております。

社外監査役宇治嘉造氏については、当事業年度開催の取締役会及び監査役会のすべてに出席し、必要な発言を適宜行っております。

別記 3：平成18年6月29日開催の第1回定時株主総会で定款を変更し、社外役員の責任限定契約に関する規定を設けておりますが、当該定款に基づく契約は締結しておりません。

別記 4：社外役員の報酬等の総額については、「4. 会社役員に関する事項 (3) 取締役及び監査役に対する報酬等の額」(監査役の報酬額)に記載のとおりです。

(3) 取締役及び監査役に対する報酬等の額

区分	人数	報酬額
取締役	7 名	134,460,000 円
監査役	3 名	26,640,000 円
計	10 名	161,100,000 円

注1：平成17年9月21日開催の創立総会決議による取締役の報酬総額は年額2億円以内、監査役の報酬総額は年額7,000万円以内です。

なお、当社取締役の員数は10名以内、監査役の員数は4名以内と定めております。

2：平成20年3月31日現在の取締役数は7名、監査役数は3名です。

(4) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本監査法人

(2) 当該事業年度中に辞任した又は解任された会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

(3) 現在の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

(4) 過去2年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項

該当事項はありません。

(5) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

(6) 報酬等の額

区分	報酬等の額
報酬等の額	7 5 百万円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	7 8 百万円

注：報酬等の額は、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額の合計です。

(7) 解任又は不再任の決定の方針

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、平成18年5月18日開催の取締役会において、当社の業務の適正を確保するための体制整備の基本方針を決議いたしました。その後、平成20年3月19日開催の取締役会において、一部改正を行っております。

首都高速道路株式会社の業務の適正を確保するための体制整備の基本方針

当社は、基本理念として「首都圏のひと・まち・くらしを安全・円滑な首都高速道路ネットワークで結び、豊かで快適な社会の創造に貢献」することを掲げている。

本基本方針は、「基本理念」を実現するために必要となる、「会社の業務の適正を確保するための体制整備」を目的とする。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会を原則として月1回開催し、四半期毎に各取締役による職務の執行状況の報告を行うとともに、取締役、執行役員及び本社ライン部室長が出席する「経営会議」を原則として週1回開催し、取締役が相互に職務執行の適法性を確保するよう努める。両会議には監査役が出席し、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を発揮する。

また、代表取締役会長を委員長、代表取締役社長を委員長代理、担当取締役を委員、監査役及び従業員代表（労働組合委員長）を社内特別委員、社外有識者6名を社外特別委員として構成する「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する基本方針の決定、体制の整備、施策の実施を推進する。

「コンプライアンス委員会」の審議を経て取締役会が定めた「企業倫理憲章」及び「社員行動倫理規範」に基づき、取締役は法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

「文書取扱準則」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、同準則により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業の遂行、E T C等各種システムの運営、事務執行等に係るリスクについては、担当部門において、洗い出しを行うとともに、それぞれのリスクの管理のため、社内規則の制定、マニュアルの作成・周知、研修の実施等の必要な措置を講じる。

リスク管理のために必要な事項、リスクが具現化した場合の対応等は、「リスク管理規則」により定める。

特に、災害、事故等の緊急時の即応体制については、日頃から全社員に徹底し、随時、訓練を実施する。

また、入札及び契約に関しては、社内のチェックに加え、外部の有識者で構成する「入札監視委員会」の審査を受け、その適正化を推進する。

組織横断的なリスクへの対応については、経営企画部門が総合調整するものとする。

取締役会及び「経営会議」は、これらの実施状況を監督し、リスク管理を徹底する。

新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役及び対応部門を定める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

職務権限や意思決定ルールを明確にする「権限規則」等の制定、取締役会による「中期経営計画」及び「年度経営計画」の策定とこれに基づく業績目標の設定、「経営会議」での主要業績指標の月次レビューと対応策の検討等により、取締役の職務の執行の効率化を図る。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会が定めた「企業倫理憲章」及び「社員行動倫理規範」に基づき、社員は法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、総務担当取締役は、「企業倫理憲章」及び「社員行動倫理規範」の解説等を含む「首都高コンプライアンスマニュアル」を作成し、全社員に配付すること等により、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

業務の遂行に伴う不正行為等について、これを看過することなく、職場における業務の透明性を一層向上させるため、電話、封書、オンライン又は面談によって、社員が直接、社外の弁護士又は社内の内部通報窓口へ情報提供を行う手段として「アラームネット」（内部通報制度）を設置・運営する。通報をした者に対して不利益な扱いをしない旨及び通報窓口以外の者が通報を受けた場合の取扱いを社内規則に明記すること等により、実効性の向上を図る。

内部監査担当部門が、社員のコンプライアンスの状況を監査する。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

首都高グループにおける内部統制の構築を目指し、当社経営企画部門においてグループ全体の内部統制を担当する。取締役会が定めた「子会社管理規則」に基づき、首都高グループ内での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。そのため、当社及びグループ会社の情報共有・意見交換の場として、当社の役員及びグループ会社の社長からなる「グループ会社社長会」を定期的に開催する。

なお、当社及びグループ会社の取締役は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有することとする。

当社の監査役は、必要に応じてグループ会社の業務状況等を調査するとともに、当社の内部監査担当部門が、当社及びグループ会社の内部監査を実施し、その結果を当社及びグループ会社の社長に報告する。当社の経営企画部門は、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

グループ会社も「アラームネット」の対象にするとともに通報窓口の設置について周知することにより、実効性の向上を図る。

7. 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役室を設置し、社内業務に精通した使用人を配置し、監査業務を補助するものとする。

監査役室の使用人の人事異動については、事前に人事担当取締役から監査役に協議するものとする。また、当該使用人を懲戒に付する場合には、人事担当取締役はあらかじめ監査役の承諾を得るものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役会に報告をするための体制その他の監査役会への報告に関する体制

取締役会及び「経営会議」に監査役が出席し、取締役及び社員の業務遂行状況について、監査役が詳細に把握できる体制を確保する。

取締役及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、「経営会議」の議案、首都高グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「アラームネット」による通報状況及びその内容を速やかに報告する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する。

9. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を開催するとともに、その他の取締役についても適宜、意見交換の場を設けるものとする。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

注：本事業報告中の記載金額及び比率その他は、表示単位未満を切捨てて表示しております。ただし、1 頁中の利用交通量及び 2 頁中の ETC の利用率に係る数値並びに 6 頁の平成 19 年 4 月 1 日付け取得株式の割合、9 頁及び 10 頁の当社の出資比率については四捨五入で表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

平成20年3月31日

首都高速道路株式会社

(単位:百万円)

資 産 の 部

I 流動資産

現金及び預金		14,001	
高速道路事業営業未収入金		22,530	
未収入金		1,791	
有価証券		35,000	
仕掛道路資産		284,809	
貯蔵品等		316	
受託業務前払金		28,626	
前払金		1,357	
繰延税金資産		13	
その他		695	
貸倒引当金		<u>△ 155</u>	
流 動 資 産 合 計			388,987

II 固定資産

有形固定資産

建物	11,740		
減価償却累計額	<u>△ 1,961</u>	9,779	
構築物	18,167		
減価償却累計額	<u>△ 2,029</u>	16,137	
機械及び装置	29,763		
減価償却累計額	<u>△ 5,354</u>	24,408	
車両運搬具	1,330		
減価償却累計額	<u>△ 388</u>	941	
工具、器具及び備品	403		
減価償却累計額	<u>△ 191</u>	211	
土地		8,027	
建設仮勘定		<u>3,246</u>	62,753
無形固定資産			1,926
投資その他の資産			
敷金		874	
繰延税金資産		160	
その他		115	
貸倒引当金		<u>△ 3</u>	<u>1,146</u>
固 定 資 産 合 計			<u>65,826</u>

資 産 合 計

454,814

負 債 の 部

I 流動負債

高速道路事業営業未払金	32,783
短期借入金	296
一年以内返済予定長期借入金	20,758
未払金	8,143
未払法人税等	565
預り金	395
受託業務前受金	41,302
前受金	2,134
賞与引当金	1,240
回数券払戻引当金	24
その他	<u>2,359</u>

流 動 負 債 合 計 110,004

II 固定負債

道路建設関係社債	77,285
道路建設関係長期借入金	196,664
その他の長期借入金	9,081
退職給付引当金	30,156
役員退職慰労引当金	152
負ののれん	469
その他	<u>374</u>

固 定 負 債 合 計 314,184

負 債 合 計 424,189

純 資 産 の 部

I 株主資本

資本金	13,500
資本剰余金	13,500
利益剰余金	3,196
株 主 資 本 合 計	<u>30,196</u>

II 少数株主持分

429

純 資 産 合 計 30,625

負 債 ・ 純 資 産 合 計 454,814

連 結 損 益 計 算 書
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

首都高速道路株式会社
(単位:百万円)

I 営業収益		444,910	
II 営業費用			
道路資産賃借料	193,464		
高速道路等事業管理費及び売上原価	238,051		
販売費及び一般管理費	<u>10,848</u>	<u>442,365</u>	
営業利益			2,544
III 営業外収益			
受取利息	71		
土地物件貸付料	82		
損害賠償金等	39		
負ののれん償却	473		
その他	<u>189</u>	857	
IV 営業外費用			
支払利息	211		
回数券払戻引当金繰入額	36		
その他	<u>38</u>	<u>286</u>	
経常利益			3,115
V 特別利益			
固定資産売却益	408		
前期損益修正益	<u>442</u>	850	
VI 特別損失			
臨時損失		<u>500</u>	
税金等調整前当期純利益			3,466
法人税、住民税及び事業税			815
過年度法人税、住民税及び事業税			524
法人税等調整額			21
少数株主利益			<u>66</u>
当期純利益			<u>2,037</u>

連結株主資本等変動計算書
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

首都高速道路株式会社
(単位:百万円)

	株主資本				少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
平成19年3月31日残高	13,500	13,500	1,158	28,158	30	28,188
連結会計年度中の変動額	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	2,037	2,037	—	2,037
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	398	398
連結会計年度中の変動額合計	—	—	2,037	2,037	398	2,436
平成20年3月31日残高	13,500	13,500	3,196	30,196	429	30,625

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

18 社

連結子会社の名称

トラステーロード(株)
ユニ(株)
(株)エヌティジェー
(株)トーン
(株)とうさい
(株)エフイージー
横浜アールエス(株)
ケイエス(株)
首都高パトロール(株)
首都高メンテナンス西東京(株)
首都高メンテナンス東東京(株)
首都高メンテナンス神奈川(株)
首都高電気メンテナンス(株)
首都高ETCメンテナンス(株)
首都高機械メンテナンス(株)
首都高速道路サービス(株)
首都高保険サポート(株)
首都高パートナーズ(株)

このうち、ユニ(株)、(株)エヌティジェー、(株)トーン、(株)とうさい、(株)エフイージー、横浜アールエス(株)、ケイエス(株)及び首都高パトロール(株)については、当連結会計年度に株式を取得したことにより、連結子会社に含めることとしております。

また、首都高メンテナンス西東京(株)、首都高メンテナンス東東京(株)、首都高メンテナンス神奈川(株)、首都高電気メンテナンス(株)、首都高ETCメンテナンス(株)及び首都高機械メンテナンス(株)については、当連結会計年度において新たに設立したことにより連結子会社に含めることとしております。

2 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数

0 社

前連結会計年度において持分法適用会社であった、ユニ(株)、(株)エヌティジェー、(株)トーン、(株)とうさい、(株)エフイージー、横浜アールエス(株)、ケイエス(株)、首都高パトロール(株)は株式取得により持株比率が増加したため、当連結会計年度より連結子会社としております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、3月31日であり、連結決算日と同一であります。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券(時価のないもの)

移動平均法による原価法

② たな卸資産

仕掛道路資産

個別法による原価法によっています。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に、高速道路事業において発生した労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用その他道路資産の取得に伴い発生した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

貯蔵品等

主に先入先出法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

主として定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～51 年
構築物	2～45 年
機械及び装置	2～17 年

なお、当社が首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数によっております。

(会計方針の変更)

当社及び連結子会社は、法人税法の改正(「所得税法等の一部を改正する法律」(平成19年3月30日法律第6号)及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」(平成19年3月30日政令第83号))に伴い、当連結会計年度より平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

当社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間に亘り均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績に基づき算出した将来の払戻見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、主として当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

② 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費
支出時に償却しております。

③ のれん及び負ののれんの処理方法

負ののれん
2年間で償却しております。

④ 収益の計上基準

道路資産完成高	工事完成基準
工事に係る受託業務収入	工事完成基準

⑤ 消費税等の会計処理方法

税抜方式

5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

全面時価評価法を採用しております。

6 表示方法の変更

(1) 金融商品会計に関する実務指針の改正

前連結会計年度において、流動資産の「現金及び預金」として表示しておりました譲渡性預金は、「金融商品会計に関する実務指針」の改正(日本公認会計士協会 平成19年7月4日 会計制度委員会報告第14号)に伴い、当連結会計年度から「有価証券」として表示しております。なお、前連結会計年度における流動資産の「現金及び預金」に含まれる譲渡性預金は38,000百万円であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

- 1 担保資産及び担保付債務
高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債77,285百万円の一般担保に供しています。
- 2 保証債務
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の下記の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。
 - (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した道路債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務1,048,319百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。
 - (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務のうち、197,108百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。
- 3 重畳的債務引受け
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係長期借入金が190,405百万円減少しております。そのうち30,258百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額です。残る160,147百万円については、道路建設関係長期借入金の重畳的債務引受けがなされた額です。

(連結損益計算書に関する注記)

- | | |
|------------------------|---------|
| 1 固定資産売却益 | |
| 休憩所施設の土地建物等に係る売却益 | 408 百万円 |
| 2 前期損益修正益 | |
| 修正申告に伴う固定資産等の調整益 | 442 百万円 |
| 3 臨時損失 | |
| 東京大気汚染訴訟の和解に伴う医療費助成拠出金 | 500 百万円 |

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

当連結会計年度の末日における発行済株式の数 普通 27,000 千株

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,118 円 37銭
1株当たり当期純利益金額	75 円 47銭

(重要な後発事象に関する注記)

- 1 多額な社債の発行
当社は、平成20年3月19日開催の取締役会の決議(政府保証債185億円以内)に基づき、平成20年4月1日以降、以下の条件で社債(政府保証債)を発行しました。

区分	政府保証第6回首都高速道路株式会社債券
発行総額	金100億円
利率	年1.7パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	額面100円につき金99円60銭
払込期日	平成20年5月28日
償還期日	平成30年5月28日
担保	一般担保
資金の用途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業の資金に充当
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受

2 重要な子会社等の設立について

当社は、平成20年5月15日開催の取締役会において、首都高速道路の安全・円滑なサービスの提供に不可欠な維持修繕業務のうち、道路構造物の点検に係る業務を行う子会社として、首都高技術㈱を新たに6月上旬に設立することを決議しました。7月1日の営業開始に向け準備を進めています。
新設会社の概要は次のとおりです。

(1) 設立した会社の名称 首都高技術㈱

① 設立した会社の事業内容、規模

事業内容 維持修繕業務(構造物点検)

資本金

40百万円

② 取得した株式の数、取得価額及び取得後の持分比率

株式数

800株

取得価額

40百万円

持分比率

100.0%

貸 借 対 照 表
平成20年3月31日

首都高速道路株式会社
(単位:百万円)

資 産 の 部

I 流動資産			
現金及び預金		10,232	
高速道路事業営業未収入金		22,531	
未収入金		1,662	
未収収益		0	
短期貸付金		340	
有価証券		35,000	
仕掛道路資産		284,336	
貯蔵品		210	
受託業務前払金		28,626	
前払金		608	
前払費用		146	
その他の流動資産		360	
貸倒引当金		<u>△ 155</u>	
流 動 資 産 合 計			383,901
II 固定資産			
i 高速道路事業固定資産			
有形固定資産			
建物	788		
構築物	15,731		
機械及び装置	24,331		
車両運搬具	684		
工具、器具及び備品	58		
土地	268		
建設仮勘定	<u>3,141</u>	45,005	
無形固定資産		<u>797</u>	45,803
ii 駐車場事業固定資産			
有形固定資産			
建物	3,966		
構築物	0		
機械及び装置	67		
工具、器具及び備品	<u>1</u>	4,035	4,035
iii 休憩所等事業固定資産			
有形固定資産			
建物	94		
土地	<u>375</u>	469	469
iv 高架下事業固定資産			
有形固定資産			
建物	13		
構築物	<u>1</u>	14	14
v 各事業共用固定資産			
有形固定資産			
建物	4,286		
構築物	16		
機械及び装置	1		
車両運搬具	36		
工具、器具及び備品	72		
土地	7,372		
建設仮勘定	<u>67</u>	11,852	
無形固定資産		<u>1,104</u>	12,957
vi その他の固定資産			
有形固定資産			
土地	0	0	0

vii 投資その他の資産			
関係会社株式	1,074		
敷金	742		
その他の投資等	67		
貸倒引当金	<u>△ 3</u>	<u>1,880</u>	
固 定 資 産 合 計		<u>65,161</u>	
資 産 合 計		<u>449,063</u>	
負 債 の 部			
I 流動負債			
高速道路事業営業未払金	38,488		
その他事業未払金	996		
一年以内返済予定長期借入金	20,569		
未払金	2,388		
未払費用	237		
未払法人税等	72		
預り金	288		
受託業務前受金	41,302		
前受金	2,134		
前受収益	280		
賞与引当金	822		
回数券払戻引当金	24		
その他の流動負債	<u>0</u>		
流 動 負 債 合 計		107,605	
II 固定負債			
道路建設関係社債	77,285		
道路建設関係長期借入金	196,664		
その他の長期借入金	8,907		
退職給付引当金	29,576		
役員退職慰労引当金	<u>31</u>		
固 定 負 債 合 計		<u>312,464</u>	
負 債 合 計		<u>420,070</u>	
純 資 産 の 部			
I 株主資本			
資本金		13,500	
資本剰余金			
資本準備金	<u>13,500</u>		
資 本 剰 余 金 合 計		13,500	
利益剰余金			
その他利益剰余金			
別途積立金	1,006		
繰越利益剰余金	<u>985</u>	<u>1,992</u>	
利 益 剰 余 金 合 計		1,992	
株 主 資 本 合 計		28,992	
純 資 産 合 計		<u>28,992</u>	
負債・純資産合計		<u>449,063</u>	

損 益 計 算 書
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

首都高速道路株式会社
(単位:百万円)

I. 高速道路事業営業損益			
1. 営業収益			
料金収入	249,299		
道路資産完成高	182,814		
その他の売上高	<u>6,523</u>	438,637	
2. 営業費用			
道路資産賃借料	193,464		
道路資産完成原価	182,814		
管理費用	<u>61,360</u>	<u>437,639</u>	
高 速 道 路 事 業 営 業 利 益			997
II. 駐車場事業営業損益			
1. 営業収益			
駐車場事業収入	1,408		
駐車場営業雑収入	<u>396</u>	1,804	
2. 営業費用			
駐車場事業費	1,582	<u>1,582</u>	
駐 車 場 事 業 営 業 利 益			222
III. 休憩所等事業営業損益			
1. 営業収益			
休憩所等事業収入	69	69	
2. 営業費用			
休憩所等事業費	52	<u>52</u>	
休 憩 所 等 事 業 営 業 利 益			16
IV. 高架下事業営業損益			
1. 営業収益			
高架下事業収入	66	66	
2. 営業費用			
高架下事業費	28	<u>28</u>	
高 架 下 事 業 営 業 利 益			37
V. 受託業務事業営業損益			
1. 営業収益			
受託業務収入	2,581	2,581	
2. 営業費用			
受託業務事業費	2,581	<u>2,581</u>	
受 託 業 務 事 業 営 業 損 失			<u>0</u>
全 事 業 営 業 利 益			1,274
VI. 営業外収益			
受取利息	67		
土地物件貸付料	80		
雑収入	<u>94</u>	242	
VII. 営業外費用			
支払利息	195		
回数券払戻引当金繰入額	36		
雑損失	<u>34</u>	<u>266</u>	
経 常 利 益			1,250
VIII. 特別利益			
固定資産売却益	408		
前期損益修正益	<u>442</u>	850	
IX. 特別損失			
臨時損失		<u>500</u>	
税 引 前 当 期 純 利 益			1,601
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		90	
過年度法人税、住民税及び事業税		<u>524</u>	<u>615</u>
当 期 純 利 益			<u>985</u>

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
平成19年4月1日 から 平成20年3月31日まで

首都高速道路株式会社
(単位:百万円)

（単位：百万円）

	株 主 資 本							純資産 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
				別途 積立金	繰越利益 剰余金			
平成19年3月31日残高	13,500	13,500	13,500	13,500	-	1,006	1,006	28,006
事業年度中の変動額	-	-	-	-	-	-	-	-
別途積立金の積立	-	-	-	-	1,006	△ 1,006	-	-
当期純利益	-	-	-	-	-	985	985	985
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	1,006	△ 20	985	985
平成20年3月31日残高	13,500	13,500	13,500	13,500	1,006	985	1,992	28,992

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 1 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式	移動平均法による原価法
② その他有価証券 (時価のないもの)	移動平均法による原価法
 - (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - ① 仕掛道路資産

個別法による原価法によっています。
 なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に、高速道路事業において発生した労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用その他道路資産の取得に伴い発生した費用の額を加えた額としております。
 また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。
 - ② 貯蔵品

主に先入先出法による原価法
- 2 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産

定額法によっております。
 主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～50 年
構築物	2～45 年
機械及び装置	2～17 年

なお、首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数によっております。

(会計方針の変更)
 法人税法の改正 (「所得税法等の一部を改正する法律」(平成19年3月30日法律第6号) 及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」(平成19年3月30日政令第83号)) に伴い、当事業年度より平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)
 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間に亘り均等償却し、減価償却費に含めて計上することとしております。
 なお、当事業年度においては、前事業年度末に取得価額の5%に到達した資産がないため、これによる損益に与える影響はありません。
 - (2) 無形固定資産

定額法によっております。
 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。
- 3 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費
 支出時に償却しております。
- 4 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金

従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。
 - (3) 回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績に基づき算出した将来の払戻見込額を計上しております。
 - (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
 - (5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

- 5 収益の計上基準

道路資産完成高	工事完成基準によっております。
工事に係る受託業務収入	工事完成基準によっております。
- 6 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - (1) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
 - (2) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。
- 7 表示方法の変更
 - (1) 金融商品会計に関する実務指針の改正

前事業年度において、流動資産の「現金及び預金」として表示しておりました譲渡性預金は、「金融商品会計に関する実務指針」の改正（日本公認会計士協会 平成19年7月4日 会計制度委員会報告第14号）に伴い、当事業年度から「有価証券」として表示しております。なお、前事業年度における流動資産の「現金及び預金」に含まれる譲渡性預金は38,000百万円であります。

(貸借対照表に関する注記)

- 1 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債77,285百万円の一般担保に供しています。
- 2 減価償却累計額

有形固定資産は、減価償却累計額を控除した残額のみを記載しております。控除した減価償却累計額は、高速道路事業固定資産7,527百万円、駐車場事業固定資産1,072百万円、休憩所等事業固定資産5百万円、高架下事業固定資産10百万円、各事業共用固定資産762百万円であります。
- 3 保証債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の下記の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。

 - (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した道路債券（国が保有している債券を除く。）に係る債務1,048,319百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。
 - (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務のうち、197,108百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。
- 4 重畳的債務引受け

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係長期借入金が190,405百万円減少しております。そのうち30,258百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額です。残る160,147百万円については、道路建設関係長期借入金の重畳的債務引受けがなされた額です。
- 5 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	365 百万円
短期金銭債務	5,729 百万円

(損益計算書に関する注記)

- 1 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	293 百万円
仕入高	25,029 百万円
- 2 固定資産売却益

休憩所施設の土地建物等に係る売却益	408 百万円
-------------------	---------
- 3 前期損益修正益

修正申告に伴う固定資産等の調整益	442 百万円
------------------	---------
- 4 臨時損失

東京大気汚染訴訟の和解に伴う医療費助成拠出金	500 百万円
------------------------	---------

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の株式数

該当なし

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生 の主な原因別内訳

繰延税金資産

貸倒引当金

51 百万円

賞与引当金

334 百万円

回数券払戻引当金

10 百万円

退職給付引当金

12,037 百万円

役員退職慰労引当金

12 百万円

未払事業税

29 百万円

その他

19 百万円

繰延税金資産小計

12,496 百万円

評価性引当額

△12,496 百万円

繰延税金資産合計

—

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

(借主側)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
機械及び装置	5	1	3
工具、器具及び備品	389	144	245
無形固定資産	92	19	73
合計	487	164	322

② 未経過リース料期末残高相当額

1年内

115 百万円

1年超

206 百万円

合計

322 百万円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いと認められるため、支払利子込み法により算定しております。

③ 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料

90 百万円

減価償却相当額

90 百万円

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額)

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項に規定する協定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構から平成22年9月30日まで高速道路を借り受けております。

なお、これに係る未経過リース料期末残高相当額は下記のとおりであります(平成18年度において、実績料金収入が加算基準額を超えたことにより、協定に定める道路資産の貸付料に加え、1,586百万円を費用処理しましたが、この額は下記の数値に反映させておりません)。

1年以内

197,440 百万円

1年超

11,561,832 百万円

合計

11,759,273 百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

1 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
主要株主	国土交通省 (国土交通大臣)	東京都千代田区	—	国土交通行政	(被所有) 直接 50.0%	転籍 3名	工事等の受託資金の借入	受託業務収入	468	—	—
								資金の借入(注2)	15,842	道路建設関係長期借入金	36,779
								受託業務前受金の受入	3,715	受託業務前受金	11,674
										未収入金	365
主要株主	東京都	東京都新宿区	—	東京都行政	(被所有) 直接 26.7%	転籍 2名	工事等の受託資金の借入	受託業務収入	295	—	—
								資金の借入(注2)	15,842	道路建設関係長期借入金	36,779
								受託業務前受金の受入	7,269	受託業務前受金	22,196
										未収入金	501
								医療費助成拠出金の支払い(注3)	500	—	—

(注1) 受託業務前受金の受入を除き、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

(注2) 高速道路の新設、改築のための無利子借入金です。

(注3) 東京大気汚染訴訟の和解に伴う医療費助成拠出金です。

2 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	東京都港区	4,596,574	高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付け、承継債務の返済等	なし	なし	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払(注1)	193,464	高速道路事業営業未払金	16,930
								道路資産完成高	182,814	高速道路事業営業未収入金	329
								債務引受けに伴う借入金債務の減少額(注2)	190,405	未払金	449
							借入金等の連帯債務	債務保証(注2)(注3)	1,245,427	—	—
								当社借入に対する被債務保証(注4)	5,523	—	—
							資金の借入	資金の借入(注5)	29,600	道路建設関係長期借入金	44,084

- (注1) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項に規定する協定に基づき、支払いを行っております。
- (注2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕または災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務が、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられております。また、引受けが行われた債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を除く借入金債務について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。
- (注3) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した首都高速道路債券(国が保有している債券を除く。)について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。
- (注4) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、当社が首都高速道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く。)に対して、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
- (注5) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく無利子の借入金であります。
- (注6) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には道路建設関係長期借入金を除き消費税等が含まれております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,073 円80銭
1株当たり当期純利益金額	36 円51銭

(重要な後発事象に関する注記)

1 多額な社債の発行

当社は、平成20年3月19日開催の取締役会の決議(政府保証債185億円以内)に基づき、平成20年4月1日以降、以下の条件で社債(政府保証債)を発行しました。

区分	政府保証第6回首都高速道路株式会社債券
発行総額	金100億円
利率	年1.7パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	額面100円につき金99円60銭
払込期日	平成20年5月28日
償還期日	平成30年5月28日
担保	一般担保
資金の使途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業の資金に充当
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受

2 重要な子会社等の設立について

当社は、平成20年5月15日開催の取締役会において、首都高速道路の安全・円滑なサービスの提供に不可欠な維持修繕業務のうち、道路構造物の点検に係る業務を行う子会社として、首都高技術(株)を新たに6月上旬に設立することを決議しました。7月1日の営業開始に向け準備を進めています。
新設会社の概要は次のとおりです。

(1) 設立した会社の名称 首都高技術(株)

- ① 設立した会社の事業内容、規模
事業内容 維持修繕業務(構造物点検)
資本金 40百万円
- ② 取得した株式の数、取得価額及び取得後の持分比率
株式数 800株
取得価額 40百万円
持分比率 100.0%

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成20年6月5日

首都高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 佐原 和 正 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 加藤 暢 一 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 荒張 健 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、首都高速道路株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、首都高速道路株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に、社債の発行に関する記載がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成20年6月5日

首都高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 佐原 和 正 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 加藤 暢 一 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 荒張 健 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、首都高速道路株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に、社債の発行に関する記載がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第3期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び建設局・管理局において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大

な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年6月12日

首都高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 倉 澤 豊 哲[㊞]

監査役（社外監査役） 田 村 滋 美[㊞]

監査役（社外監査役） 宇 治 嘉 造[㊞]

第 1 号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、高速道路事業における将来の経済情勢の変動等による想定外の収入の減少や管理費の増大に備えて、経営基盤の強化に資することとするため内部留保したく、下記のとおりといたしたいと存じます。

なお、当社の自己資本の充実に努めるため、当期末の剰余金の配当につきましては無配当とさせていただきたくお願い申し上げます。

記

剰余金の処分に關する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 774, 113, 704円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 774, 113, 704円

第 2 号議案 取締役 7 名選任の件

取締役全員（7 名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役 7 名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	所有する 当社の株 式の数
1	長 谷 川 康 司 (昭和 15 年 5 月 5 日生)	昭和 39 年 4 月 トヨタ自動車販売株式会社入社 平成元年 7 月 トヨタ自動車株式会社アジア部部长 平成 7 年 6 月 同 取締役 平成 11 年 6 月 同 常務取締役 平成 13 年 6 月 同 専務取締役 平成 14 年 6 月 トヨフジ海運株式会社取締役社長 平成 17 年 10 月 首都高速道路株式会社代表取締役会長 現在に至る 最高経営責任者	—
2	佐 々 木 克 己 (昭和 15 年 3 月 16 日生)	昭和 38 年 4 月 東京都採用 平成 7 年 6 月 同 企画審議室長 平成 8 年 7 月 同 政策報道室長 平成 11 年 5 月 同 出納長 平成 13 年 6 月 同 退職 平成 13 年 7 月 東京都地下鉄建設株式会社代表取締役社長 平成 14 年 8 月 東京都住宅供給公社理事長 平成 15 年 6 月 首都高速道路公団副理事長 平成 17 年 10 月 首都高速道路株式会社専務取締役 現在に至る 財務、監査、入札監視部門担当	—
3	日 月 俊 昭 (昭和 19 年 10 月 21 日生)	昭和 43 年 4 月 建設省採用 平成 9 年 7 月 同 北陸地方建設局長 平成 11 年 4 月 同 退職 平成 11 年 4 月 財団法人道路空間高度化機構常務理事 平成 15 年 1 月 首都高速道路公団理事（工務・保全施設担当） 平成 17 年 10 月 首都高速道路株式会社常務取締役 現在に至る 建設事業、技術管理部門担当	—

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	所有する 当社の株 式の数
4	瀬 野 俊 樹 (昭和24年12月23日生)	昭和47年4月 建設省採用 平成11年7月 国土庁長官官房審議官（大都市圏整備局担 当） 平成12年7月 建設省退職 平成12年7月 財団法人民間都市開発推進機構常務理事 平成16年6月 東日本建設業保証株式会社常務取締役	—
5	梶 山 修 (昭和20年4月23日生)	昭和46年4月 東京都採用 平成10年7月 同 建設局企画担当部長 平成12年8月 同 建設局再開発部長 平成13年4月 同 建設局市街地整備部長 平成14年7月 同 港湾局港湾整備部長 平成15年6月 同 都市計画局技監 平成16年4月 同 都市整備局長 平成18年3月 同 退職 平成18年6月 首都高速道路株式会社常務取締役 現在に 至る サービス推進、事業開発部門担当	—
6	恵 谷 舜 吾 (昭和22年9月11日生)	昭和47年4月 首都高速道路公団採用 平成11年1月 同 第二建設部長 平成11年5月 同 東京建設局建設第一部長 平成12年1月 同 工務部長 平成15年8月 同 東京建設局長 平成17年10月 首都高速道路株式会社東京建設局長 平成19年6月 首都高速道路株式会社常務執行役員 現在 に至る 保全・交通部門担当	—
7	野 口 秀 昭 (昭和23年2月9日生)	昭和46年4月 首都高速道路公団採用 平成13年5月 同 東京第一管理部長 平成14年5月 同 管理部長 平成16年5月 同 人事部長 平成17年10月 首都高速道路株式会社総務・人事部長 平成19年6月 首都高速道路株式会社常務執行役員 現在 に至る 営業部門担当	—

注：取締役候補者と当社との間に、特別な利害関係はありません。

第 3 号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により退任する取締役橋本鋼太郎氏、高橋健文氏及び大塚昭夫氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、妥当な範囲内で退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その金額、時期、方法等の決定は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

氏 名 (生年月日)	略 歴
橋 本 鋼 太 郎 (昭和 15 年 9 月 11 日生)	平成 17 年 10 月 首都高速道路株式会社代表取締役社長 現在に至る
高 橋 健 文 (昭和 22 年 12 月 11 日生)	平成 17 年 10 月 首都高速道路株式会社常務取締役（経営企画、総務・人事部門担当） 現在に至る
大 塚 昭 夫 (昭和 18 年 9 月 20 日生)	平成 17 年 10 月 首都高速道路株式会社常務取締役（計画・環境、品質管理部門担当） 現在に至る